

# 指定管理業務点検・評価シート

平成20年10月7日

施設名	農村総合研修所	所在地	倉吉市大原632-4
施設所管課名	農林水産部農政課	連絡先	0857-26-7332
指定管理者名	鳥取県農業協同組合中央会	指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日

## 1 施設の概要

設置目的	農村指導者等の研修のための利用に供し、もって農業の振興に資する。
設置年月日	昭和59年10月1日
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○敷地面積：3,506㎡</li> <li>○建物面積：研修施設 1,172㎡ 宿泊施設 544㎡ 渡り廊下 56㎡</li> <li>○施設内容：研修施設 研修室3、演習室3、農業情報室、会議室、図書室、資料展示室 宿泊施設 洋室14、和室1（宿泊定員30名）</li> </ul>
利用料金	別紙のとおり
開館時間	午前9時～午後5時
休館日	土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、お盆（8月13日～15日） （休所日であっても臨時開所できる場合があります）

## 2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設設備の保守管理及び修繕</li> <li>○施設の保安警備、清掃等</li> <li>○管理施設の利用の許可、施設利用料の徴収等に関する業務</li> <li>○その他管理施設の管理に必要な業務（管理施設の受付及び案内、備品等の管理等、利用指導又は操作、利用者へのサービス提供、施設の利用促進）</li> </ul>
---------	--

## 3 施設の管理体制

管理体制	正職員：3人、臨時職員：1人、非常勤職員：1人〔計 5人〕
	所長（正職員1） 一次長（正職員1） 一施設の管理運営（正職員1） 一施設の受付、接客、その他日常管理（臨時職員1） 一緊急時の対応（非常勤1）

## 4 施設の利用状況

利用者数（人）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	19年度	407	386	750	587	393	316	646	420	248	287	223	909	5,572
18年度	294	545	841	668	586	463	411	549	253	295	429	758	6,092	
増減	113	△159	△91	△81	△193	△147	235	△129	△5	△8	△206	151	△520	

  

利用料金収入（千円）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	19年度	101	92	193	154	138	69	169	123	71	63	39	2,408	3,620
18年度	88	143	238	213	177	116	151	147	67	66	85	2,575	4,065	
増減	13	△51	△45	△59	△39	△47	18	△24	4	△3	△46	△167	△445	

5 収支の状況

(単位：円)

区 分		19年度	18年度	増 減	
収入	事業収入	研修棟利用料	1,275,720	1,714,414	△ 438,694
		宿泊棟利用料	2,344,350	2,351,030	△ 6,680
		小 計	3,620,070	4,065,444	△ 445,374
	事業外収入	農業振興基金助成金	4,025,640	3,673,376	352,264
		雑収入	48,961	50,335	△ 1,374
		小 計	4,074,601	3,723,711	350,890
計		7,694,671	7,789,155	△ 94,484	
支出	人 件 費	2,200,000	2,200,000	0	
	管理運営費	5,109,397	5,125,137	△ 15,740	
	事 業 費	385,274	464,018	△ 78,744	
	計	7,694,671	7,789,155	△ 94,484	
収 支 差 額		0	0		

6 サービスの向上に向けた取組み

区 分	取 組 み 内 容
休所日	要望があれば休所日にも臨時開所できるようにした（平成18年9月から）。
利用料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊に係る利用料金：「素泊まり」、「朝食なし」、「夕食なし」など詳細に設定（導入前：1泊2食付のみ）（平成18年4月から）。</li> <li>・身体障害者等が宿泊棟を利用する場合、減免1/2（導入前：減免なし）（平成18年4月から）。</li> </ul>

7 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設窓口に設置する意見箱</li> <li>・施設で行う利用者アンケート</li> <li>・県への「県民の声」による意見受付</li> </ul>
------------	--

利用者からの苦情・要望	対 応 状 況
喫煙室がなく、ロビーで喫煙するので、煙を吸ってしまう。分煙してほしい。	館外に喫煙コーナーを設置し、館内全面禁煙にしました（平成18年9月から）。

利用者からの積極的な評価

8 指定管理者による自己点検

<p>〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕</p> <p>○研修所で開催される研修会等の機会とらえて、利用についてPRし、利用促進に努めた。                  ○休所日にも臨時開所することで、利用者の利便を図った（平成18年9月から）。                  ○宿泊料金を細分化することで、利用者の利便を図った（平成18年4月から）。                  ○インターネット・電子メールの利用が出来るようにし、事務の効率化と利用者の利便性を図った（平成20年3月から）。                  ○研修所の裏が崖状になっており、近所の子供が遊びに来て危ないので、事故防止のため立入禁止の立看板を設置（平成20年4月から）。</p>
<p>〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕</p> <p>○JA系統以外の幅広い活用                  ○宿泊施設の幅広い活用</p>

9 施設所管課による業務点検

項 目	評 価	点 検 結 果
<p>〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕</p> <p>○施設設備の保守管理・修繕                  ○施設の保安警備、清掃等                  ○事故の防止措置、緊急時の対応</p>	B	<p>○日常清掃、定期清掃、保安警備等適正に実施されている。                  ○平成19年度に県の総務課(旧管財課)が実施した定期点検の際の指摘事項について対応している(一部、屋上の補修、非常照明の取換え等、県と協議中のものあり)。                  ○研修所の裏の危険区域へ立入禁止の立看板を設置するなど、自主的に事故防止措置を行っている。</p>
<p>〔施設の利用の許可、利用料の徴収等〕</p> <p>○利用の許可                  ○適正管理に必要な利用者への措置命令                  ○利用料金の徴収、減免</p>	B	<p>○利用の許可、利用料金の徴収等適正に実施されている。                  ○利用者への措置命令は事例なし。</p>
<p>〔その他管理施設の管理に必要な業務〕</p> <p>○利用受付・案内                  ○附属設備・備品の貸出し                  ○利用指導・操作</p>	B	<p>○常勤の職員により適正に実施されている。</p>
<p>〔利用者サービス〕</p> <p>○開所時間、休所日、利用料金等                  ○利用者へのサービス提供・向上策                  ○施設の利用促進                  ○個人情報保護、情報公開                  ○利用者意見の把握・対応</p>	B	<p>○開所時間、休所日、利用料金等適正に実施されている。                  ○休所日でも要望があれば臨時開所できるようにしたり、宿泊料金を細分化するなど、利用者の利便向上を図っている。                  ○インターネット・電子メールの利用について、利用者の希望に応じている。                  ○施設の利用促進については、利用者数が前年比92%と減少しており、インターネットの活用や農業団体等との連携を図るなど、積極的にPRしていただきたい。                  ○利用者意見の把握・対応については、利用者アンケートの拡充など、より積極的な取組が期待される。                  ○中央会のホームページ作成など、情報公開に努めることが期待される。</p>
<p>〔収入支出の状況〕</p>	B	<p>○利用料収入は前年比89%と減少しており、研修棟・宿泊棟の利用料収入が増えるよう、さらに対策を検討していただきたい。                  ○支出については、IP電話への切り替え等によって、管理運営費の縮減に努めている。</p>
<p>〔職員の配置〕</p> <p>○組織内に所長を1名配置                  ○受付業務に常時1名以上配置</p>	B	<p>○所長及び受付業務の常勤職員を適正に配置している。</p>
<p>〔その他〕</p> <p>○施設内完全分煙</p>	B	<p>○平成18年9月からは施設内完全禁煙を実施している。</p>
<p>総 括</p>	B	<p>○概ね適正に管理されている。                  ○今後も、引続き利用率向上についてより積極的な推進を期待する。</p>

- 《評価指標》A：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。  
 B：おおむね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。  
 C：一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み又は改善される見込みである。  
 D：協定書の内容に対し、不適切な事項が認められ、大いに改善を要する。

## 農村総合研修所の利用料金

### <研修室>

(単位:円)

区分	金額
第1研修室	1時間につき 840
第2研修室	1時間につき 620
第3研修室	1時間につき 620
第1演習室	1時間につき 420
第2演習室	1時間につき 250
第3演習室	1時間につき 380
農業情報室	1時間につき 1030
会議室	1時間につき 420

### 減免

身体障害者等が半数以上	10/10
身体障害者等が半数未満	1/2

※冷暖房使用時は、2割加算

### <宿泊料金>

1泊	3,000
1泊1食(夕食)	3,800
1泊1食(朝食)	3,200
1泊2食つき	4,000

### 減免

身体障害者等が利用	1/2
-----------	-----